

# 令和元年度 第8回大島区地域協議会 次第

日 時：令和2年1月21日（火）  
午後2時から  
場 所：大島コミュニティプラザ2階  
市民活動室1

## 開 会

### 1 挨 拶

### 2 報 告

- (1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について
- (2) 出張地域協議会意見交換会での質疑応答について

資料No.1

資料No.2

### 3 協 議

- (1) 上越市地域活動支援事業活動発表会及び事業活用説明会の開催について

資料No.3-1、No.3-2、No.3-3、No.3-4、No.3-5、No.3-6、No.3-7

### 4 その他の事項

- (1) 上越市農業所得収支計算相談会及び市・県民税の申告相談の実施について
- (2) 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定に係る取組状況について
- (3) 第9回地域協議会の開催日について  
【開催日：\_\_\_\_月\_\_\_\_日、開催時間\_\_\_\_時から】

資料No.4

資料No.5-1、No.5-2

## 閉 会

令和2年1月21日(火)

大島区

時間外受付説明会資料

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
大島区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付を次のとおり見直します。

### 1 見直し概要について

#### (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日17時15分から翌日8時30分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。
- ※ 10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

#### (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する3か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんにお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

#### (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

#### <電話転送先>

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ○安塚区及び大島区     | ⇒ 浦川原区総合事務所に転送 |
| ○大潟区及び吉川区     | ⇒ 柿崎区総合事務所に転送  |
| ○牧区、中郷区及び清里区  | ⇒ 板倉区総合事務所に転送  |
| ○頸城区、三和区及び名立区 | ⇒ 木田庁舎に転送      |

#### (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

- ※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。
- ※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上  
越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜ  
ひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- ① 防犯情報（不審者情報・事件情報）
- ② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）
- ③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問
- ④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）
- ⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）

#### (5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉店）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和2年1～2月 13区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

## 出張地域協議会「意見交換会」での主な意見について (令和元年度)

### ■ 開催日時及び参加者等

#### 【大島地区】

日 時：令和元年 10月 25 日（金） 午後 8時 45 分～  
会 場：大島生活改善センター  
参加者：15 人

#### 【保倉地区】

日 時：令和元年 11月 26 日（火） 午後 7時 30 分～  
会 場：大島若者交流会館  
参加者：15 人

### ■ 会場での主な意見・回答など

- 1 小中学校の統合について ······ P 1
- 2 地域の活性化について ······ P 2
- 3 洪水ハザードマップと台風19号における雨量について ··· P 3
- 4 広報無線の音楽について ······ P 3
- 5 防犯灯のLED化について ······ P 4
- 6 地域の空き家問題について ······ P 5
- 7 赤倉大橋での事故対応について ······ P 6

（意見等の発言順により掲載）

## 1 小中学校の統合について

| 各会場での意見・要望  | 各会場での意見・回答  |
|---|---|
| <p><b>【大島会場：参加者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の統合問題について、保護者の間でも勉強会を行っており、近々教育長を招いた意見交換会も予定されている。</li> <li>・子どもたちの学習環境については様々な意見もあるなかで、保護者の立場としては、クラブ活動の継続が難しい現状にあることを知りたい。</li> <li>・様々な実態を踏まえうえで、5年、10年先を見据えた大島区の学校の在り方についての方向性を地域協議会でも議論していただきたい。</li> </ul> | <p><b>【地域協議会委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者間で話合いがなされていることは承知していたが、一連の動きは非公式であったため、取り上げづらい。</li> <li>・機会をとらえて検討していきたいが、簡単に結論の出ない問題あり、地域協議会だけで解決策を出すのは難しいため、皆様からも良い案があれば教えてほしい。</li> <li>・昨年の意見交換会では小中学校の統廃合に賛成の声もあったが、今も通学に時間を要する子どもがおり、統合した場合、さらに通学の時間が増し、特に低学年生の心身への負担が気掛かりである。そのため慎重に考えるべき問題であると思う。</li> <li>・皆さんがどうしたいのかを明確にし、声を上げることが大切だと思うし、地域の声があれば地域協議会も動きやすい。</li> <li>・家族に子どもがいないと勝手なことも言えず、話題にするのはタブーな雰囲気もあるが、地域に関わるためだけに考えていかなければいけない。保護者の考えを地域協議会で共有する機会があつてもよいのではと思う。</li> </ul> |
| <p><b>【保倉会場：地域協議会委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の大島地区での意見交換会では、小中学校の統合の問題があがったが、人口の減少に伴い、様々な問題が起こってくるのではないかと不安に思っている。</li> <li>・学校は地域の核であり、統廃合が進めば、大島区という地域そのものがなくなってしまうのではないかと不安である。児童・生徒が少なくとも学校は残していくべきだと思う。</li> </ul>                                   | <p><b>【総合事務所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、様々なところで検討されると思われるが、参考までにお知らせする。</li> <li>・ご存知のとおり、大島中学校では生徒が大島区の活性化策を真剣に考え、地域協議会及び総合事務所に提案し、地域活動支援事業を活用して事業化に至った。</li> <li>・このことが様々なところで紹介されるなか、本年、博報堂という大手広告財団に認められ、博報賞を受賞したところである。</li> <li>・小さな学校であっても、このように広く認められる活動を実践している例もあるので報告させていただく。</li> </ul>   |

## 2 地域の活性化について

| 各会場での意見・要望   | 各会場での意見・回答  |
|--|---|
| <p>【大島会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自営業者を営むなか、日頃から大島区に訪れる様々な人と話す機会があるが、来訪者に案内できる観光場所等が少なく、区内では若い世代の転出が止まらない状況に、残念ながら地域の衰退を実感せざるをえない。どのような対応策を打つべきか、地域協議会でも協議をしていただきたい。</li></ul>  |   |
| <p>【保倉会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人口減少を前提にした話が多いなか、どうしたら人が来るのかを考える必要があると思う。</li><li>・例えば6月のあぜ道アート夢灯りは素晴らしいイベントだったが、浦川原区在住の知人はこのイベントを知らなかった。</li><li>・一人でも多くの人に大島の良いところを知ってもらい、地域を盛り上げていきたい。また、それが大島区への移住、定住につながってくれたら嬉しい。</li></ul> | <p>【地域協議会委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後人口が増えていくのは考えられないが、今大島にいる住民が毎日を元気に楽しく暮らしていくことを目標に、現状維持ができればと思っている。</li></ul> |

### 3 洪水ハザードマップと台風19号における雨量について

| 各会場での意見・要望  | 各会場での意見・回答  |
|---|---|
| <p>【大島会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップでは大島区が掲載されていない。浦川原区までは保倉川流域が想定浸水区域として掲載されているが、大島区が入っていないのはどうしてか。</li> <li>・保倉川周辺では12時間で405ミリの降雨を想定した浸水域が表示されているが、そこまでの降雨があれば大島区の大部分が浸水するのではないかと思った。</li> <li>・併せて、台風19号発生時の雨量を教えてほしい。</li> </ul> | <p>【総合事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップは、県知事が指定した区域、小黒川合流地点より下流について作成している。</li> <li>・現時点では保倉川周辺域で浦川原区顕聖寺より上流に水位計がなく、指定されていない区域には、現在、水位計の代わりとしてウェブカメラの設置が検討されている。動きがあれば改めてお知らせしたい。</li> <li>・また、現在、大島区内には旧菖蒲小学校、大島小学校、嶺と石黒の間の3か所に雨量計があり、台風19号発生の際は、最大で200ミリの雨量があった。時間雨量も午後1時から0時までが最も多かったが、1時間当たり20ミリ以下、平均15ミリ前後の降雨であったため、被害が少なかったものと推測している。</li> </ul> |

### 4 広報無線の音楽について

| 各会場での意見・要望  | 各会場での意見・回答   |
|---|--|
| <p>【大島会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時放送で流れる音楽だが、選曲の基準がわからない。5月から8月までは「夏は来ぬ」が流れているが、初夏を歌う曲が晩夏まで続くのは不自然に感じる。</li> <li>・また、音楽を流すだけでなく、放送の中で一言挨拶があってもよいのではないかと思う。</li> </ul> | <p>【総合事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時放送の音楽は全市一律であり、挨拶についても、全市一斉で電波を発信していることから、大島区だけの対応は難しいが、このようなご意見があったことは担当課へお伝えする。</li> </ul> |

## 5 防犯灯のLED化について

| 各会場での意見・要望   | 各会場での意見・回答  |
|--|---|
| <p>【大島会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防犯灯のLED化にあたっては、進捗率が市内全域の6割であるということで、補助期間を令和4年まで延長する通知があった。</li><li>・経費の約3分の1が補助されるが、自町内会ですべての防犯灯をLED化することにする場合、20万円程度の持ち出しが必要になる。</li><li>・残り3年ですべてをLED化するには負担が大きく、もう少し補助率を上げていただくことはできないか。</li></ul> | <p>【大総合事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助率の3分の1というのは、他市の類似事例に倣った基準ではないかと思う。</li><li>・将来的には蛍光灯が使えなくなること、町内会の負担が大きいことも十分承知はしているが、市の財源にも限りがあるので、補助率の引き上げは難しいと思われる。</li></ul> |

## 6 地域の空き家問題について

| 各会場での意見・要望  | 各会場での意見・回答   |
|---|--|
| <p>【保倉会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大平地内にある旧新堀芸術学院の校舎の老朽化が著しく、7年前から屋根板が剥がれ、校舎裏の畑に飛散しており、近所の方の迷惑にもなっている。</li> <li>・達地内にある旧上越電機においても、かつて大島区を中心に大きな経済効果をもたらしたが、現在は空き家となっており、風雪による建物の一部崩壊やサッシや羽目板の破損のほか、稼働時の残存物も山積みで、建物周辺も管理しておらず荒れ果てている。</li> <li>・市で何らかの対応をすることはできないのか。</li> <li>・地元としては、不審者の不安や、それによる火災の心配もあり、交番にパトロールをお願いしているが、見回りには限界があると感じる。</li> </ul> | <p>【総合事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年に空き家の法律が制定され、市では平成27年に空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例を制定し、危険空き家の指定とその取扱いについて定めている。</li> <li>・ご指摘の建物は、危険空き家に指定されていると思うが、所有者には現況写真と適正な管理を促す文書を毎年送っている。</li> <li>・私有財産の空き家に対し、税金を投入して一気に除却することはできない。緊急時は、まず所有者本人に通知し、一定の猶予期間を置いてから行政が代執行することになるが、執行に当たっては手続きに時間も要する。</li> <li>・緊急的かつ危険が差し迫っている場合は119番に連絡をしていただければ、消防署が対応に当たる。</li> <li>・地域協議会でも空き家に対する議論をしていただき、意見書としてまとめてご検討いただきたい。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が所有者に改善を要望する以上のことはできないのは大変もどかしい。地域住民が安心して暮らせる環境づくりに、もっと前向きに取り組んでいただきたい。</li> </ul>  | <p>【地域協議会委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新堀芸術学院、上越電機ともに所有者からは前向きな回答はなく、このまま放置されるのではないかと危惧している。</li> <li>・様々な規制もあり、行政任せでは前に進まないので、署名を集めるなど、住民運動で所有者を動かしていかなければよいと思う。</li> <li>・地域協議会でも、機会を設けて協議をしていきたい。</li> </ul>  |

## 7 赤倉大橋での事故対応について

| 各会場での意見・要望  | 各会場での意見・回答   |
|---|--|
| <p>【保倉会場：参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・赤倉大橋の直下に流れる水は、水道水として保倉地区へ給水されているが、5年前には4件の飛び込み自殺があった。</li><li>・このような事故が続ければ、衛生面での問題を考えられ、改善要望を当時の総合事務所を通して県へ陳情したが、その後対応がなく、どうなっているのか気掛かりである。</li></ul> | <p>【総合事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・この件については、以前の地区別懇談会の際にも意見があり、地域の皆様が不安に思っていることは承知している。</li><li>・当時の所長から上越東維持管理事務所へ状況の改善を要請し、それに対して回答が来ていたはずであるが、対応ができなかつた理由について、改めて確認をさせていただく。</li></ul> |



上越忠義隊けんけんず (C) 上越市

# 令和元年度採択事業成果発表会及び 令和2年度事業活用説明会

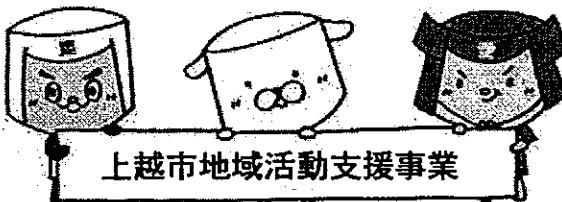
- 日 時 令和2年3月13日（金）午後6時～  
○ 会 場 大島就業改善センター（大島地区公民館）

次第



上記を終了後に令和2年度募集に向けた個別相談会を予定しています。事業提案をお考えの方はお気軽にご相談ください。

## 回覧



上越忠義隊けんけんず (C) 上越市

## 令和元年度採択事業成果発表会及び 令和2年度事業活用説明会

市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しており、地域における課題の解決を図り、または地域の活力を向上するため、地域の皆さんのが自主的、主体的に行う地域活動の支援を行っています。

令和元年度の採択事業の成果発表を下記のとおり開催しますので、皆様のご参加をお待ちしています。

**日 時 令和2年3月13日(金) 午後6時~**

**場 所 大島就業改善センター（大島地区公民館）**

**内 容 上越市地域活動支援事業**

- 令和元年度採択事業成果発表会  
(実施団体からの事業内容及び成果の報告)
- 令和2年度事業活用説明会  
(採択方針及び日程等の募集概要の説明)
- 令和2年度募集に向けた個別相談会

**主 催 大島区地域協議会**

- ・事前申し込みは必要ありません。
- ・説明会終了後に個別相談会を行います。

来年度に事業提案を  
検討されている皆様  
も是非ご参加ください

\*\*問い合わせ先\*\*

大島区総合事務所 総務・地域振興グループ 地域振興班  
TEL 594-3101 FAX 594-3105

## 令和元年度 大島区地域活動支援事業状況一覧表

※現在作成中 (R2.1.20 時点)  
第8回地域協議会資料

《作成中》

| 事業の名称<br>(団体等の名称)                | 事業内容の概要   | 事業費 (単位:千円) |           |             | 進捗状況  |
|----------------------------------|---|-------------|-----------|-------------|---|
|                                  |   | 事業費         | 補助<br>希望額 | 事業費<br>(決定) |   |
| あぜ道ほたる・夢灯り<br>(大島地区振興協議会)        | ホタルが最も多く飛翔する時期に、田の畔にろうそくを灯す「あぜ道ほたる・夢灯り」をメインに、上越教育大学吹奏楽団をゲストに迎え「自然よ輝け、ほたるの光で」音楽ライブを開催し、地域の魅力を共有・発信する。                      | 785         | 750       | 750         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業完了 ●事業費決算額：788千円</li> <li>●結果等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島地区の幅広い年齢層からの参画を得ながら3,000本(延べ約3km)のキャンドルを設置する「夢あかりイベント」と、音楽ライブ&amp;「ほたるのこおどり」演舞を同時開催し、地域の活力向上を図ることができた。</li> <li>・音楽ライブでは約200人の来場者があったほか、夕暮れの山里にロウソクの灯影と螢の飛翔が織りなす柔らかな風景が浮かび上がり、訪れた方が幻想的な光景に見入っていた。</li> </ul> </li> </ul> |
| AEDを活用して住民の安全と安心を図る事業<br>(藤尾町内会) | 限界集落である藤尾町内会では、昨年末に発生した土砂災害時は集落の孤立も危惧され、有事の際の危機感が高まっている。また、高齢者が大半を占める中、通院者も多いため、AEDの設置と救命救急講座や健康講座を行い、地域住民の安全・安心の意識向上を図る。 | 268         | 260       | 260         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業 ●事業費決算額：千円</li> <li>●結果等</li> </ul>  |

| 事業の名称<br>(団体等の名称)         | 事業内容の概要   | 事業費 (単位：千円) |           |             | 進捗状況  |
|---------------------------|---|-------------|-----------|-------------|---|
|                           |   | 事業費         | 補助<br>希望額 | 事業費<br>(決定) |   |
| 細越夏まつりの維持・継続事業<br>(細越町内会) | 伝統行事である夏祭りに必要な道具のうち、破損や劣化した備品を整備することで、地域の賑わいのほか、地域行事の継承、後継者の育成を図る。  | 416         | 410       | 410         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業完了 ●事業費決算額：416 千円</li> <li>●結果等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンボリと提灯コードを取り換えた他、各戸につるす提灯を購入し、祭りの雰囲気を盛り上げることができた。</li> <li>・当日はお神輿の町内練り歩きに集落出身者を含む 58 人、盆踊りには近隣集落の住民を含め 142 人の参加があった。</li> <li>・事前の音頭取りと太鼓練習には小学生 4 名を含む 7 人の参加があり、祭りの継続と後継者の育成につなげることができた。</li> </ul> </li> </ul> |
| ふるさと・ふれあい交流事業<br>(熊田町内会)  | お盆期間中に交流会を開催することで、町内会内のつながりや支え合いを更深め、集落出身者のほか帰省客や子ども達の参加を募り、集落外居住者との“つながりの強化”を図るほか、集落の維持が困難に陥った場合の不安や課題について、世代を超えて考え方語り合う交流の場とする。 | 515         | 510       | 510         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業完了 ●事業費決算額：515 千円</li> <li>●結果等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続きお盆期間中に開催し、地元住民のほか、集落出身者など 50 人が集まって交流を深めた。</li> <li>・今年度新規で購入した大型モニターでは、昔の写真を投影し、過去懐かしむ様子が見られた。</li> <li>・イベントを通して連帯感の醸成が図られたほか、地域の将来を前向きに考える機会になった。</li> </ul> </li> </ul>                                 |

|                                       |   |     |     |     |   |
|---------------------------------------|---|-----|-----|-----|---|
| 大平集落盆踊りの維持継続事業<br>(大平町内会)             | 大平集落における昔からの伝統行事の継承に向け、提灯を吊り下げるケーブル等を取り換え、事故防止を講ずるとともに、提灯等も新調し、賑わいを図る。  | 303 | 300 | 300 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業完了 ●事業費決算額：303 千円</li> <li>●結果等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルとコンセントを防水仕様に取り換えた他、電球をLED化し、安全性の向上と長寿命化が図られた。</li> <li>・以上のことから、今後も行事を継続していく基盤づくりができた。</li> </ul> </li> </ul> |
| 国登録有形文化財「飯田邸」サイン及びAED設置事業<br>(飯田邸保存会) | 農村レストラン&カフェのほか、「上越市名家一斉公開」及びインバウンドなど、飯田邸への来訪者が年々増えている中、飯田邸への誘導標識が少なく、分かりづらい等の苦情が寄せられている。そのため、国道 253 号からの案内看板を設置することで来訪者の誘導を図る。併せて、来訪者の緊急時に備えて AED を設置し、安全体制を確保する。 | 896 | 890 | 890 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業 ●事業費決算額： 千円</li> <li>●結果等</li> </ul>   |

| 事業の名称<br>(団体等の名称)          | 事業内容の概要  | 事業費 (単位：千円) |           |             | 進捗状況  |
|----------------------------|--|-------------|-----------|-------------|---|
|                            |  | 事業費         | 補助<br>希望額 | 事業費<br>(決定) |   |
| 伊豆大島交流事業<br>(大島っ子を育む会)     | 大島中学生が作成した「大島区インスタポイントマップ」を活用し、当区の魅力を発信するとともに、伊豆大島町の観光に向けた取組等について、情報収集と意見交換を行い、地域活性化を考える。  | 1,382       | 1,000     | 1,100       | ●事業完了<br>●結果等<br><br>●事業費決算額： 千円  |
| よんご提灯まつり事業<br>(大島まちづくり振興会) | 達町内会のよんご提灯まつりを昨年同様、おおしま夏まつりの前夜祭として行うことで、地域住民や子ども達が伝統行事を継承することができる。また、よんご提灯とろうそくの灯火を現代的に融合して夜祭を行うことで、区在住者だけでなく、他地域からの参加者や誘客を促進する。 | 577         | 570       | 570         | ●事業完了<br>●結果等<br><br>・よんごの栽培から当日の運営までを子どもたちと地域住民が協力して行い、提灯作りには 115 人の参加があった。<br>・子どもたちが運営にかかわることで、地域の一員であるという自覚や達成感を持たせることができた。また、おおしま夏まつりの前夜祭として行うことで、夏まつり全体の誘客につなげることができた。<br>●事業費決算額： 573 千円 |

|                            |   |       |       |       |  |
|----------------------------|---|-------|-------|-------|--|
| 食を通じた大島活性化事業<br>(大島商工会青年部) | 中学生が考案した「ほたるの里山菜ビビンバ丼」を地域の名物として定着させ、知名度を上げる活動を商工会・中学校・地域住民が共同して取り組み、子ども達の地域愛を育み、将来の地域の担い手の育成と確保を図る。 | 120   | 110   | 110   | ●事業完了 ●事業費決算額：114千円<br>●結果等<br>・ビビンバ丼のPRチラシを関係団体や各世帯へ配布し、大島の名物として認知度を高めることができた。<br>・おおしま夏まつりでは41食を販売した。販売ブースでは子どもたちが接客を担当し、地域の一員であるという自覚と郷土愛を育むことができた。 |
| 合 計                        | 9事業   | 5,156 | 5,084 | 4,900 |  |

※ この内容については、平成 31 年度の予算の成立を前提としたものです。  
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

平成 31 年 2 月 19 日現在

## 平成 31 年度地域活動支援事業の概要（案）

### 1 事業の目的等

- 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を 28 の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進します。  
また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんのが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。  
各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

### 2 対象事業、実施方法

#### （1）対象事業

- 「地域の課題解決や活力向上のために、地域住民が自発的・主体的に行う地域活動」を対象とします。
- ただし、次の事業は対象外となります。
  - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
  - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
  - ・ 公序良俗に反する事業
  - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
  - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
  - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

#### （2）実施方法

##### ① 事業の内容

- 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付するもの

##### ② 事業の提案者

- 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

##### ③ 補助率等

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

#### 【留意事項】

- ・ 補助率や補助金額の上限・下限などの条件については、総合事務所やまちづくりセンターにお問い合わせください。

《地域自治区ごとの予算（配分額）》

(単位：万円)

| 名称  | 金額    | 名称   | 金額  | 名称     | 金額  | 名称  | 金額  |
|-----|-------|------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 高田区 | 1,240 | 和田区  | 610 | 谷浜・桑取区 | 490 | 頸城区 | 710 |
| 新道区 | 710   | 高土区  | 490 | 安塚区    | 520 | 吉川区 | 570 |
| 金谷区 | 850   | 直江津区 | 970 | 浦川原区   | 540 | 中郷区 | 550 |
| 春日区 | 1,030 | 有田区  | 880 | 大島区    | 490 | 板倉区 | 640 |
| 諫訪区 | 480   | 八千浦区 | 560 | 牧区     | 500 | 清里区 | 530 |
| 津有区 | 580   | 保倉区  | 510 | 柿崎区    | 720 | 三和区 | 610 |
| 三郷区 | 490   | 北諫訪区 | 490 | 大潟区    | 720 | 名立区 | 520 |

**④ 対象経費**

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。
- 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
  - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
  - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ・ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とする。）
  - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

**【留意事項】**

- ・ 提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

**3 応募方法**

**(1) 募集期間**

- 地域自治区ごとに定めていますので、総合事務所やまちづくりセンターにお問い合わせください。

**(2) 応募手続**

- 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面等）とあわせ、事業を行う区域の総合事務所、まちづくりセンターに持参してください。
- 応募に必要な書類の作成等について支援しますので、まずは総合事務所・まちづくりセンターにお気軽にご相談ください。

**【留意事項】**

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。（ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります）
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（所有者の承諾書等を提出していただく必要があります）
- ・ 本年度に予定されている消費税率の見直しについて、見積書等への反映に見直し後の税額計上の漏れがないようご留意ください。

#### 4 提案事業の審査と決定

- 地域自治区ごとに、地域協議会が審査を行い、採択事業等を決定します。
- 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設ける場合があります。
- 審査は、次の視点を踏まえて行います。

##### ア 地域自治区の採択方針（地域自治区ごとに設定するもの）

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

##### イ 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

##### 《共通審査の項目と視点》

| 審査項目 | 審査の視点   |
|------|---|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li><li>・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li><li>・ 全市的な方向性と合致しているか。</li><li>・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li></ul>                                |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li><li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>・ 緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>・ ほかの方法で代替できないものであるか。</li><li>・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li></ul> |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li><li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li><li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。</li></ul>  |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li></ul>  |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li><li>・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li><li>・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li></ul>   |

##### 【留意事項】

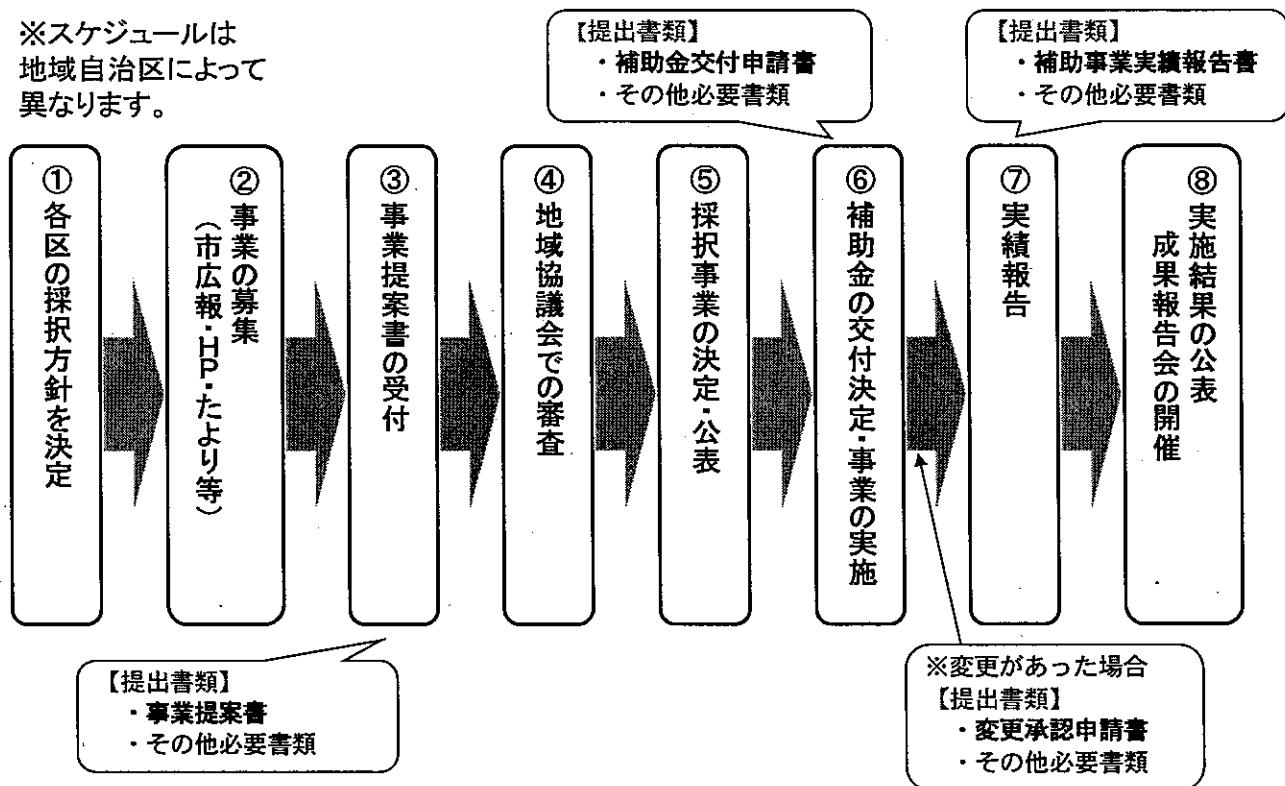
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方方は、提案を予定する地域自治区の総合事務所やまちづくりセンターにご確認ください。

#### 5 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定しています。

### 【フロー図（事業実施の流れ）】

※スケジュールは  
地域自治区によって  
異なります。



### 【相談・問合せ先】

- 応募をお考えの方は、まずは総合事務所・まちづくりセンターにご相談・ご連絡ください。
  - 事業全般について  
自治・市民環境部 自治・地域振興課（☎ 025-526-5111 内線 1584）
  - 各地域自治区の募集期間、採択方針等については、下記へお問い合わせください。

| 地域自治区  | 事務所                 | 所在地(電話番号)                                    |
|--|---------------------|--|
| 高田区<br>金谷区<br>三郷区<br>和田区                     | 南部まち<br>づくりセ<br>ンター | 寺町 2-20-1<br>(上越市福祉交流プラザ内)<br>☎ 025-522-8831 |
| 新道区<br>春日区<br>諏訪区<br>津有区<br>高士区              | 中部まち<br>づくりセ<br>ンター | 土橋 1914-3<br>(上越市民プラザ2階)<br>☎ 025-526-1690   |
| 直江津区<br>有田区<br>八千浦区<br>保倉区<br>北諏訪区<br>谷浜・桑取区 | 北部まち<br>づくりセ<br>ンター | 中央 1-16-1<br>(レインボーセンター内)<br>☎ 025-531-1337  |

| 地域自治区 | 事務所       | 所在地(電話番号)                       |
|-------|-----------|---------------------------------|
| 安塚区   | 安塚区総合事務所  | 安塚区安塚 722-3<br>☎ 025-592-2003   |
| 浦川原区  | 浦川原区総合事務所 | 浦川原区釜渕 5<br>☎ 025-599-2301      |
| 大島区   | 大島区総合事務所  | 大島区岡 3320-3<br>☎ 025-594-3101   |
| 牧区    | 牧区総合事務所   | 牧区柳島 522<br>☎ 025-533-5141      |
| 柿崎区   | 柿崎区総合事務所  | 柿崎区柿崎 6405<br>☎ 025-536-2211    |
| 大潟区   | 大潟区総合事務所  | 大潟区土底浜 1081-1<br>☎ 025-534-2111 |
| 頸城区   | 頸城区総合事務所  | 頸城区百間町 636<br>☎ 025-530-2311    |
| 吉川区   | 吉川区総合事務所  | 吉川区下町 1126<br>☎ 025-548-2311    |
| 中郷区   | 中郷区総合事務所  | 中郷区藤沢 986-1<br>☎ 0255-74-2411   |
| 板倉区   | 板倉区総合事務所  | 板倉区針 722-1<br>☎ 0255-78-2141    |
| 清里区   | 清里区総合事務所  | 清里区荒牧 18<br>☎ 025-528-3111      |
| 三和区   | 三和区総合事務所  | 三和区井ノ口 444<br>☎ 025-532-2323    |
| 名立区   | 名立区総合事務所  | 名立区名立大町 365-1<br>☎ 025-537-2121 |

【事務局案：令和2年度版】

【上越市地域活動支援事業 令和2年度実施分 募集要項】大島区版

# 私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんのが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みやすく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。  
奮ってご応募ください。



## ■募集期間

令和2年4月1日(水)から4月30日(金)まで(必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

## ■実施方法

### ～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

### ～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■ 支援内容

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント!》

- 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
  - 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - 会議の時のお茶代・菓子代
  - 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
  - その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■ 補助金額、補助回数（新規事項）

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- 同一の事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

### 《大島区の予算　●●●万円》

### 《ポイント!》

- 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。また、事業費が100万円を超える事業を計画される場合は、概ね100万円が補助金額の限度額となります。
- 同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

## ■ 応募方法

- 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

### 《ポイント!》

- 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

## ■ 提案事業の審査と決定

- 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。令和2年度大島区の採択方針は次のとおりです。

### 《大島区採択方針》

#### 1 優先して採択する事業

大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。

この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業
- 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業
- 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業
- 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業

#### 2 その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。

(2) 基本審査・共通審査

- 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

### 《共通審査の項目と視点》

| 審査項目 | 審査の視点   |
|------|---|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none"><li>提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li><li>全市的な方向性と合致しているか。</li><li>提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li></ul>                    |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none"><li>地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。</li><li>緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>ほかの方法で代替できないものであるか。</li></ul> |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"><li>目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li><li>関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li><li>資金調達の規模や時期に無理はないか。</li></ul>                    |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none"><li>提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。</li></ul>   |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"><li>新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li><li>提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li><li>事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li></ul>             |

### 《ポイント!》

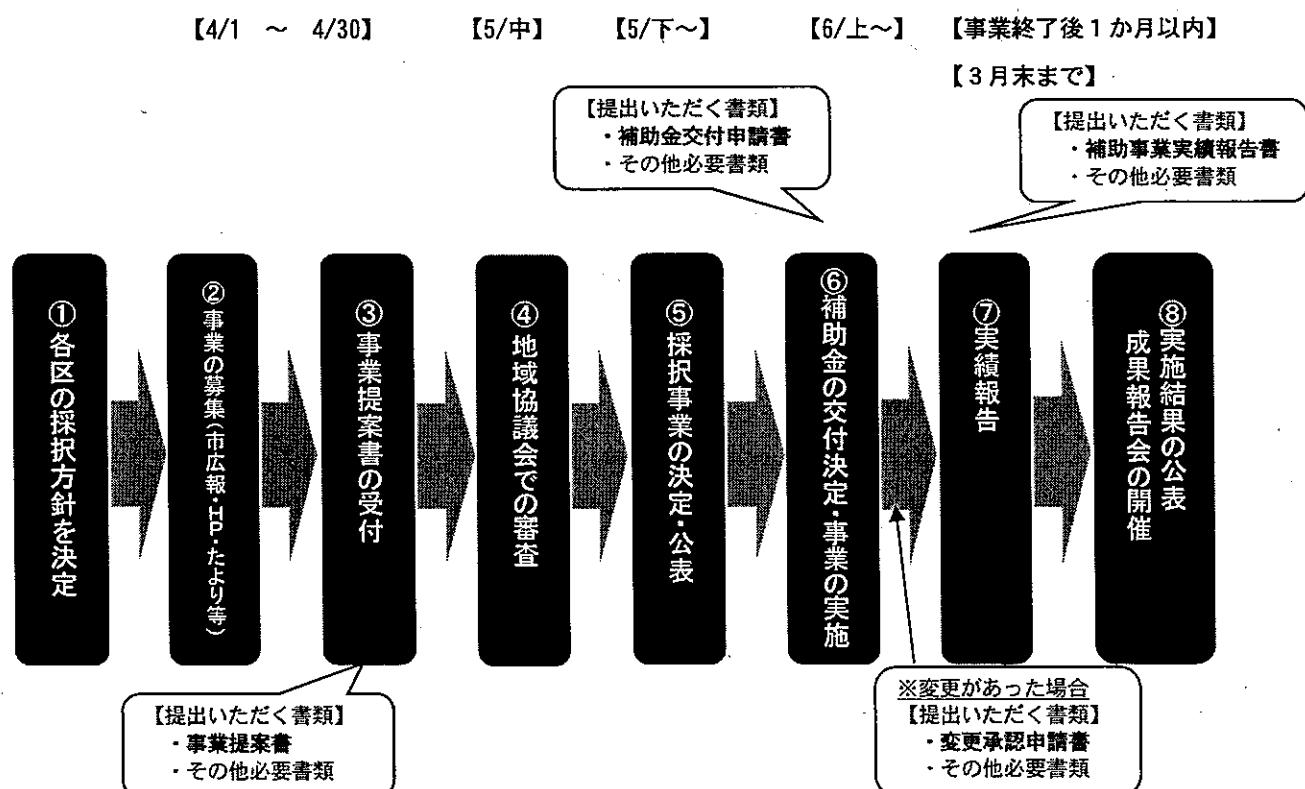
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方方は、大島区総合事務所でご確認ください。

### ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月下旬に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

### ■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

大島区の窓口は こちらまでご相談・ご応募ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101 (内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

## H30の見直しにおいて「運用の精査で対応」とした区及び項目 一覧表

|        | (1) 採択方針 | (2) 団体自立化         | (3) 新規掘り起し | (4) ソフト活動         | (5) 追加募集 | (6) 検査関与 |
|--------|----------|-------------------|------------|-------------------|----------|----------|
| 高田区    |          |                   |            | ○                 | ○        | ○        |
| 新道区    |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        |          |
| 金谷区    |          | 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 |            |                   |          |          |
| 春日区    |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 諏訪区    |          | ○                 | ○          | ○                 |          |          |
| 津有区    |          | ○                 | ○          | ○                 |          |          |
| 三郷区    |          | 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 |            |                   |          |          |
| 和田区    | ○        | 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 |            |                   |          |          |
| 高士区    |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 直江津区   |          | ○                 |            | ○                 | ○        |          |
| 有田区    |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 八千浦区   |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 保倉区    |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 北諏訪区   |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 谷浜・桑取区 |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 安塚区    |          | ○                 | ○          | ○                 |          |          |
| 浦川原区   |          | ○                 | ○          | ○                 | ○        | ○        |
| 大島区    |          |                   |            | ○                 | ○        |          |
| 牧区     |          | 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 |            |                   |          |          |
| 柿崎区    |          |                   |            |                   |          |          |
| 大潟区    |          |                   |            | ○                 | ○        | ○        |
| 頸城区    |          | 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 |            |                   |          |          |
| 吉川区    |          |                   |            | ○                 | ○        |          |
| 中郷区    |          | ○                 | ○          | ○                 |          | ○        |
| 板倉区    |          |                   |            |                   |          |          |
| 清里区    | 必要に応じて検討 |                   |            | 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 |          |          |
| 三和区    |          |                   |            | ○                 |          |          |
| 名立区    |          | ○                 | ○          | ○                 |          |          |

※灰色セルは、検討の結果、「見直しを実施」又は「対応済みのため現状維持」等となった項目

## 平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

| NO. | 項目   | 回答又は参考情報   |
|-----|--|--|
| 1   | 地域協議会名   | ・大島区地域協議会  |
| 2   | 見直し対象の項目について<br>(4) ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について<br>①当該項目を運用の中でどのように反映したか | 令和元年度においてもソフト事業の提案があったが、プレゼンテーションの中で事業内容を確認し、事業採択には大島区採択方針及び優先採択事業との適正の可否を精査した結果、これまでどおり採択した。                    |
|     | ②対応の理由   | 提案事業の目的や目標が地域の活力向上や地域課題の解決など、優先採択事業に資する取組であれば、ソフト事業であってもこれまで採択し、その成果も確認できたことから、特定の科目に係る事業費上限制合制は導入せず、これまでどおりとした。 |
|     | ③上記を踏まえての課題や今後の検討事項  | 平成30年度の見直し結果と令和元年度の採択状況を踏まえ、令和元年12月の第7回地域協議会において、改めてすべての項目の確認・協議を行い、これまでどおりの運用とすることとした。                          |
|     | (5) 追加募集実施に当たっての基準について<br>①当該項目を運用の中でどのように反映したか                          | 追加募集の実施も含めスケジュール調整や事前準備も行ってきたものの、令和元年度は採択事業に係る補助希望額が配分額に達したことから、追加募集は実施しなかった。                                    |
|     | ②対応の理由   | 当初募集の審査終了後に、採択状況や配分額の残額に応じて協議・決定してきたことから、これまでどおりとした。   |
|     | ③上記を踏まえての課題や今後の検討事項  | 平成30年度の見直し結果と令和元年度の採択状況を踏まえ、令和元年12月の第7回地域協議会において、改めてすべての項目の確認・協議を行い、これまでどおりの運用とすることとした。                          |

## 農業所得収支計算相談会の開催について

令和元年分（期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の農業所得収支内訳書作成の個別相談会を開催します。

- ◎期 間：2月3日 月曜日～2月13日 木曜日（土・日曜日、祝日を除く。）  
午前9時～12時／午後1時～4時 \*事前予約が必要です\*
- ◎会 場：大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室2
- ◎対 象：令和元年分の農業所得を申告する人（白色申告者）で、相談を希望する人
- ◎申し込み：市民生活・福祉グループ（☎594-3101）

### 【相談に必要なもの】

- ① JAシステム帳票…JAシステム帳票の作成をえちご上越農業協同組合に依頼したのみ
- ② 収入に関する明細…数量・金額がわかるもの（JAシステム帳票に記載のあるものは不要）  
例：中山間地域直接支払通知書、作業受託費、直売明細書等
- ③ 経費の領収書…農業に関するものすべて（JAシステム帳票に記載のあるものは不要）  
例：農具費、修繕費、動力光熱費、作業委託費、用水費、農業共済の明細、中山間地域直接支払通知書等
- ④ 新たに機械、建物を取得した人…機械、建物の種類、取得年月日、取得金額がわかるもの
- ⑤ 所有機械、建物を売却した人…機械、建物の種類、処分年月日、売却金額がわかるもの
- ⑥ 平成31年度固定資産税の課税明細書

※ 領収書等は、項目ごとに整理し、合計額を計算してお持ちください。

### ※注意

- 農業所得の申告には、収支内訳書の添付が必要となります。  
相談を希望しない場合でも収支内訳書は作成し、申告書を提出してください。  
(収支内訳書が作成されていない場合は、申告を受け付けることができません。)
- 農業所得に関する調査で「農業所得0円」と回答した人は、収支内訳書の作成は不要です。
- 農地の賃貸による小作料収入がある場合は、農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要です。（現物支給の場合も申告が必要です）

<裏面あります>

## 市・県民税の申告相談と受付について

令和2年度の市・県民税（平成31年1月1日～令和元12月31日所得分）の申告相談と受付を行います。大島区会場の日程は次のとおりです。

- 会 場： 大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室2
- 受付時間： 午前9時～11時30分／午後1時～4時
- 町内会別申告日程：

| 相 談 日    | 対象町内会          |
|----------|----------------|
| 2月17日(月) | 菖蒲東・菖蒲西・牛ヶ鼻・西沢 |
| 18日(火)   | 三竹沢・熊田・仁上・石橋   |
| 19日(水)   | 棚岡・大島          |
| 20日(木)   | 中野・上達・深沢       |
| 21日(金)   | 細越・達           |
| 25日(火)   | 大平             |
| 26日(水)   | 長者島・下岡・千原・上岡   |
| 27日(木)   | 田麦             |
| 28日(金)   | 板山・竹平・藤尾       |

- 〔
- 町内会の相談日に都合がつかないときは、都合の良い日にお越しください。
  - 3月9日(月)～3月16日(月)は、全町内会を対象とした相談日です。
  - 3月2日(月)～3月6日(金)の間は、大島区会場は開設しませんので、ご注意ください。
- 〕

- 農業所得の申告は、収支内訳書の添付が必要です。  
あらかじめ作成の上、申告会場へお越しください。
- 簡易な確定申告は、市の会場（木田庁舎・総合事務所）でも受け付けます。  
ただし、次の申告は高田税務署の申告会場（市民プラザ）で申告してください。
  - ・青色申告・不動産や株式の譲渡所得・営業所得・配当所得・雑損控除
  - ・住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修・認定長期優良住宅新築等の控除など
- 給与所得または公的年金の申告には、源泉徴収票の原本が必要です。  
失くされた方は、発行元へ再発行を依頼し、申告時には必ずお持ちください。
- マイナンバーに関する書類の提示が必要です。  
申告者本人または同一世帯の人が申告書を提出する場合、申告者本人のマイナンバーカード、または、申告者本人の通知カードと本人確認書類（免許証・保険証等）をお持ちください。

◆ 必要書類など詳しいことは「広報上越1月15日号」をご覧ください ◆

【問合せ】市民生活・福祉グループ（☎594-3101）

公の施設の再配置計画（個別施設計画）  
策定に係る取組状況について

資料No.5－1

1 公の施設の再配置計画（個別施設計画）の概要

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）とし中間に当たる令和7年度に見直しを行う。

(2) 取組方針

以下の4つの取組方針に基づき公の施設の再配置を検討する。

| 取組方針                            | 具体的な取組         |
|---------------------------------|----------------|
| ① 人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討           | 廃止（休止）         |
| ② 地域の実情を踏まえ施設の配置を検討             | 用途の変更<br>機能の集約 |
| ③ 利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討    | 民間譲渡<br>貸付又は譲渡 |
| ④ 長期にわたり利用促進を図るために計画的な修繕等について検討 | 施設の長寿命化        |

2 関係者との協議について

(1) 目的

区内の各施設の配置状況や利用状況、維持管理費等を踏まえ、将来を見据えた施設の適正配置について意見交換し、令和2年度末（令和3年3月）に策定する再配置計画に反映する。

(2) 関係者との協議の進め方

- 各施設の配置状況や老朽化度、利用者状況、維持管理費などに基づき『将来の在るべき姿』を協議
  - 施設カテゴリー毎に、区内や周辺の配置状況を参考に再配置候補施設を選定
  - 再配置の実施に向けた課題や対応策等の意見聴取
- ↓
- 意見を踏まえ、再配置候補施設リストを作成

(3) 計画策定までのスケジュール

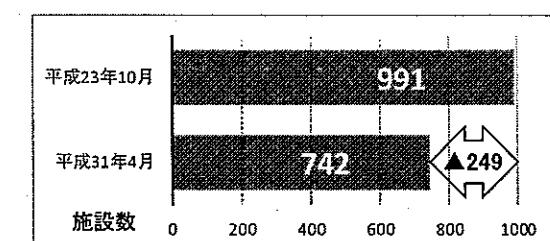
| 時期                 | 内容  |
|--------------------|---|
| H31.3～             | ○全28区の地域協議会に第6次上越市行政改革推進計画の策定に伴い公共施設の見直しを含む行政改革の取組の概要を説明  |
| R1.10～11           | ○全28区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明  |
| R1.12～R2.3         | ○地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告<br>○関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等）<br>※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映 |
| R2.4～12            | ○地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す<br>※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映<br>○パブリックコメントの実施（計画案の公表）  |
| R3.3頃              | ○公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表  |
| 〈参考〉<br>R3.4～R12.3 | 公の施設の再配置の実施<br>○関係者と正式協議（方針決定）<br>○地域協議会に諮問 → 答申<br>○市議会で議決 → 施設の再配置（廃止、譲渡等）                      |

## 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

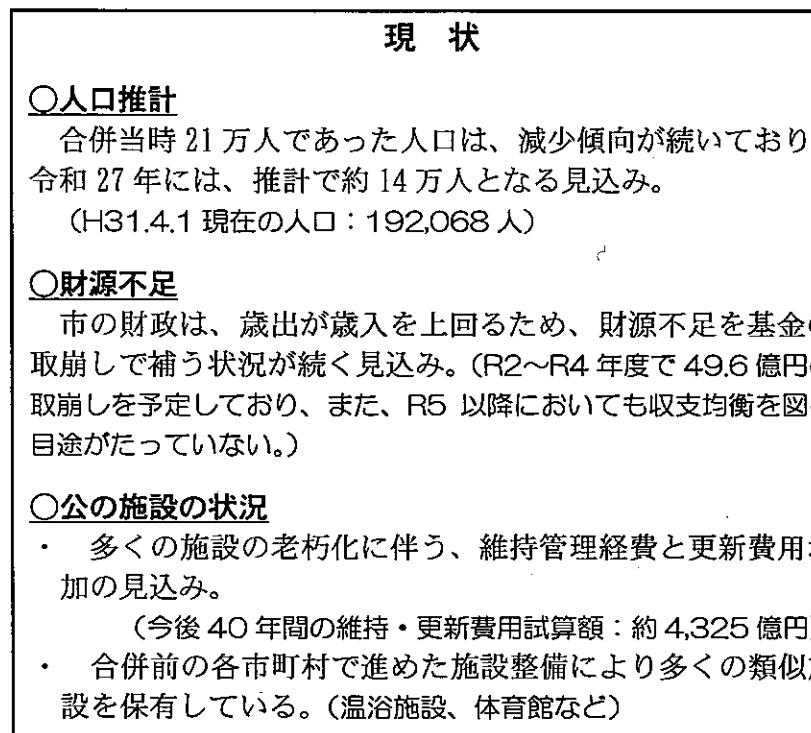
### 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

#### 1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



#### 2 現状と課題



### 公の施設の再配置計画（個別施設計画）について

#### 1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

#### 2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

| 令和3年度            | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度             | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------|--------|--------|--------|
| 前期(令和3年度から令和7年度) |       |       |       |       | 後期(令和8年度から令和12年度) |       |        |        |        |

見直し

#### 3 今後の取組の方針

| 取組方針                           | 具体的な取組                   |
|--------------------------------|--------------------------|
| ①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討           | 廃止(休止)<br>用途の変更<br>機能の集約 |
| ②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討             | 民間譲渡<br>貸付又は譲渡           |
| ③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討    | 民間譲渡<br>貸付又は譲渡           |
| ④長期にわたり利用促進を図るために計画的な修繕等について検討 | 施設の長寿命化                  |

#### 4 今後の取組のイメージ

